

令和8年 No.2

○国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程等の制定

改正理由

国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）の令和4年4月1日改正時における改正等漏れ並びに実態に即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）の令和4年4月1日改正時における改正等漏れ並びに実態に即して整理することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、経営協議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月3日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第2号

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成16年規程第43号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

令和8年3月3日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規則第1号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）の令和4年4月1日改正時における改正等漏れ並びに実態に即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （適用範囲） 第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、国立大学法人に関する省令（平成15年文部科学省令第57号。以下「文部科学省令」という。）及び国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号。以下「会計基準」という。）その他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 第7章 決算 （月次決算） 第39条 出納役は、毎月末日において元帳を締め切り、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月<u>末日</u>までに出納命令役に提出しなければならない。 2 〔省略〕 〔省略〕 （年度末決算） 第41条 学長は、<u>法人法に規定する財務諸表等</u>により、役員会及び経営協議会の議を経て、年度末決算を行わなければならない。	〔省略〕 （適用範囲） 第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、国立大学法人に関する省令（平成15年文部科学省令第57号。以下「文部科学省令」という。）及び国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号。以下「会計基準」という。）その他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 第7章 決算 （月次決算） 第39条 出納役は、毎月末日において元帳を締め切り、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月<u>15日</u>までに出納命令役に提出しなければならない。 2 〔省略〕 〔省略〕 （年度末決算） 第41条 学長は、<u>次の各号に掲げる財務諸表等</u>により、役員会及び経営協議会の議を経て、年度末決算を行わなければならない。 (1) <u>貸借対照表</u> (2) <u>損益計算書</u> (3) <u>利益の処分又は損失の処理に関する書類</u> (4) <u>キャッシュ・フロー計算書</u> (5) <u>国立大学法人業務実施コスト計算書</u> (6) <u>附属明細書</u> (7) <u>事業報告書</u>

2 学長は、準用通則法第38条第1項の規定により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主務省令で定める期間、適宜な場所に備え、一般の閲覧に供しなければならない。

3 第1項各号の書類の様式は、会計基準に定めるものとする。

第8章 監査及び責任

〔省略〕

附 則

この規程は、令和8年3月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(8) 決算報告書

2 学長は、準用通則法第38条第1項の規定により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主務省令で定める期間、適宜な場所に備え、一般の閲覧に供しなければならない。

3 第1項各号の書類の様式は、別に定める。

第8章 監査及び責任

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）の令和4年4月1日改正時における改正等漏れ並びに実態に即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （月次報告） 第36条 会計規程第39条第2項に規定する合計残高試算表の様式は、第21号様式とする。 （年度末決算） 第37条 出納命令役は、毎事業年度、会計規程第41条第1項に規定する書類を作成し、学長に提出しなければならない。 <u>2 学長は、第1項で提出を受けた書類について、監事及び会計監査人の監査を受けた上で、経営協議会及び役員会の審議を経て、文部科学大臣に提出しなければならない。</u> 第6章 雑則 〔省略〕 （検査書の作成等） 第42条 検査員は、帳簿及び金庫を検査したときは、検査書（<u>第22号様式</u>）を2部作成し、本人及び前条の規定により立ち会った者が記名した上で、1通を当該出納役又は出納員に交付し、他の1通を学長に提出しなければならない。 〔省略〕 第21号様式（第36条）合計残高試算表〔別紙B参照〕	〔省略〕 （月次報告） 第36条 会計規程第39条第2項に規定する合計残高試算表の様式は、第21号様式とする。 （年度末決算） 第37条 出納命令役は、毎事業年度、会計規程第41条第1項に規定する書類を作成し、学長に提出しなければならない。 <u>2 前項で作成する書類の様式（附属明細書、事業報告書及び決算報告書を除く。）は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 貸借対照表 第22号様式</u> <u>(2) 損益計算書 第23号様式</u> <u>(3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類 第24－1号様式、第24－2号様式</u> <u>(4) キャッシュ・フロー計算書 第25号様式</u> <u>(5) 国立大学法人業務実施コスト計算書 第26号様式</u> <u>3 学長は、第1項で提出を受けた書類について、役員会及び経営協議会の審議を経て、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。</u> 第6章 雑則 〔省略〕 （検査書の作成等） 第42条 検査員は、帳簿及び金庫を検査したときは、検査書（<u>第27号様式</u>）を2部作成し、本人及び前条の規定により立ち会った者が記名した上で、1通を当該出納役又は出納員に交付し、他の1通を学長に提出しなければならない。 〔省略〕 第21号様式（第36条）合計残高試算表〔別紙A参照〕

<u>第22号様式</u>（第42条） 検 査 書 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年3月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>	<u>第22号様式</u>（第37条第2項）〔別紙C参照〕 <u>第23号様式</u>（第37条第2項）〔別紙D参照〕 <u>第24－1号様式</u>（第37条第2項）〔別紙E参照〕 <u>第24－2号様式</u>（第37条第2項）〔別紙F参照〕 <u>第25号様式</u>（第37条第2項）〔別紙G参照〕 <u>第26号様式</u>（第37条第2項）〔別紙H参照〕 <u>第27号様式</u>（第42条） 検 査 書 〔省略〕
--	--

<合計残高試算表>
【 自 / ～ 至 / 】

借 方				貸 方		
前月残高	発 生	当月残高		当月残高	発 生	前月残高

第21号様式 (第36条)

年 月 日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
<u>残 高</u>	<u>合 計</u>	<u>当 月</u>		<u>当 月</u>	<u>合 計</u>	<u>残 高</u>

別紙C（現行）

第22号様式（第37条第2項）

貸借対照表

（〇〇年3月31日）

資産の部

I 固定資産

1	有形固定資産		
	土地		XXX
	建物	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	構築物	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	機械装置	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	工具器具備品	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	図書		XXX
	美術品・收藏品		XXX
	船舶	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	車両運搬具	XXX	
	減価償却累計額	<u>XXX</u>	XXX
	建設仮勘定		XXX
			<u>XXX</u>
	有形固定資産合計		XXX
2	無形固定資産		
	特許権		XXX
	借地権		XXX
	商標権		XXX
	実用新案権		XXX
	意匠権		XXX
	ソフトウェア		XXX
			<u>XXX</u>
	無形固定資産合計		XXX

3	投資その他の資産		
	投資有価証券	XXX	
	関係会社株式	XXX	
	長期貸付金	XXX	
	関係法人長期貸付金	XXX	
	長期前払費用	XXX	
	債券発行差金	XXX	
	未収戻金措置予定額	XXX	
		<u>XXX</u>	
	投資その他の資産合計	<u>XXX</u>	
	固定資産合計		<u>XXX</u>

II 流動資産

現金及び預金		XXX	
未収学生納付金収入	XXX		
徴収不能引当金	<u>XXX</u>	XXX	
受取手形	XXX		
貸倒引当金	<u>XXX</u>	XXX	
有価証券		XXX	
たな卸資産		XXX	
前渡金		XXX	
前払費用		XXX	
未収収益		XXX	
.....		<u>XXX</u>	
流動資産合計			<u>XXX</u>
資産合計			

負債の部

I 固定負債

資産見返負債			
資産見返重営費交付金等	XXX		
資産見返補助金等	XXX		
資産見返都付金	XXX		
建設仮勘定見返重営費	XXX		
交付金			
建設仮勘定見返施設費	XXX		
建設仮勘定見返補助金等	<u>XXX</u>	XXX	

長期寄附金債務		XXX	
長期前受託研究費等		XXX	
長期前受託事業費等		XXX	
国立大学規務・経営セ		XXX	
ンター債務負担金			
長期借入金		XXX	
国立大学法人等債		XXX	
引当金			
退職給付引当金	XXX		
追加退職給付引当金	XXX		
.....	<u>XXX</u>	XXX	
長期未払金		XXX	
.....		<u>XXX</u>	
固定負債合計			<u>XXX</u>

II 流動負債

運営費交付金債務		XXX	
授業料債務		XXX	
預り施設費		XXX	
預り補助金等		XXX	
寄附金債務		XXX	
前受託研究費等		XXX	
前受託事業費等		XXX	
前受金		XXX	
預り金		XXX	
短期借入金		XXX	
一年以内返済予定長期借入金		XXX	
一年以内償還予定国立大学法人等債		XXX	
未払金		XXX	
前受収益		XXX	
未払費用		XXX	
未払消費税等		XXX	
引当金		XXX	
.....		<u>XXX</u>	
流動負債合計			<u>XXX</u>
負債合計			

資本の部

I	資本金			
	政府出資金		<u>XXX</u>	
	資本金合計			XXX
II	資本剰余金			
	資本剰余金		XXX	
	損益外減価償却累計額（一）	—	XXX	
	民間出えん金		<u>XXX</u>	
	資本剰余金合計			XXX
III	利益剰余金（又は繰越欠損金）			
	前中期目標期間繰越積立金		XXX	
	(何) 積立金		XXX	
	積立金		XXX	
	当期末処分利益		<u>XXX</u>	
	（又は当期末処理損失）			
	（うち当期総利益（又は当期総損失） XXX）			
	利益剰余金（又は繰越欠損金） 合計			XXX
IV	その他有価証券評価差額金			<u>XXX</u>
	資本合計			
	負債資本合計			

別紙D（現行）

第23号様式（第37条第2項）

損益計算書

（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

経常費用

業務費

教育経費

.....	XXX	
.....	XXX	XXX

研究経費

.....	XXX	
.....	XXX	XXX

教育研究支援経費

.....	XXX	
.....	XXX	XXX

受託研究費

XXX

受託事業費

XXX

教員人件費

XXX

職員人件費

XXX

.....	<u>XXX</u>	XXX
-------	------------	-----

一般管理費

.....	XXX	
.....	XXX	
.....	XXX	
.....	<u>XXX</u>	XXX

財務費用

支払利息

XXX

.....	<u>XXX</u>	XXX
-------	------------	-----

雑 損

XXX

経常費用合計

XXX

経常収益

運営費交付金収益

XXX

授業料収益

XXX

入学金収益		XXX	
検定料収益		XXX	
受託研究等収益		XXX	
受託事業等収益		XXX	
寄附金収益		XXX	
財務収益			
受取利息	XXX		
有価証券利息	XXX		
.....	<u>XXX</u>	XXX	
雑 益			
財産貸付料収入	XXX		
(何) 入場料収入	XXX		
物品受贈益	XXX		
.....	<u>XXX</u>	<u>XXX</u>	
經常収益合計			<u>XXX</u>
經常利益			XXX
臨時損失			
固定資産除却損		XXX	
災害損失		XXX	
.....		XXX	XXX
臨時利益			
固定資産売却益		XXX	
(何) 引当金戻入益		XXX	
.....		<u>XXX</u>	<u>XXX</u>
当期純利益			XXX
目的積立金取崩額			<u>XXX</u>
当期総利益			<u>XXX</u>

別紙E（現行）

第24-1号様式（第37条第2項）

利益の処分に関する書類

（〇〇年〇月〇日）

I	当期末処分利益			XXX
	当期総利益		XXX	
	前期繰越欠損金	XXX		
II	利益処分額			
	積立金		XXX	
	国立大学法人法第35条において準用する 独立行政法人通則法第44項第3項により 文部科学大臣の承認を受けた額	XXX		
	（何） 積立金	XXX		
		XXX		
		<u>XXX</u>	<u>XXX</u>	<u>XXX</u>

別紙F（現行）

第24-2号様式（第37条第2項）

損失の処理に関する書類

（〇〇年〇月〇日）

I	当期末処理損失			XXX
	当期総損失	XXX		
	（当期総利益）		(XXX)	
	前期繰越欠損金	XXX		
II	損失処理額			
	（何） 積立金取崩額	XXX		
		XXX		
	積立金取崩額	XXX		XXX
III	次期繰越欠損金			XXX

別紙G（現行）

第25号様式（第37条第2項）

キャッシュ・フロー計算書

（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

（単位：円）

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	－XXX
	人件費支出	－XXX
	その他の業務支出	－XXX
	運営費交付金収入	XXX
	授業料収入	XXX
	入学金収入	XXX
	検定料収入	XXX
	受託研究等収入	XXX
	受託事業等収入	XXX
		XXX
	補助金等収入	XXX
	補助金等の精算による返還金の支出	－XXX
	寄附金収入	<u>XXX</u>
	小計	XXX
		XXX
	国庫納付金の支払額	－ <u>XXX</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	XXX
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	－XXX
	有価証券の売却による収入	XXX
	有形固定資産の取得による支出	－XXX
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	XXX
	施設費による収入	XXX
	施設費の精算による返還金の支出	－XXX
	国立大学財務・経営センターへの納付による支出	－XXX
	金銭出資による支出	－XXX
		XXX

	小計	XXX
	利息及び配当金の受取額	<u>XXX</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	XXX
	短期借入金の返済による支出	－XXX
	国立大学法人等債の償還による支出	XXX
	国立大学法人等債の発行による収入	XXX
	長期借入金の返済による支出	－XXX
	金銭出資の受入による収入	XXX
	民間出えん金の受入による収入	XXX
		<u>XXX</u>
	小計	XXX
	利息の支払額	－ <u>XXX</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX
IV	資金に係る換算差額	XXX
V	資金増加額（又は減少額）	XXX
VI	資金期首残高	<u>XXX</u>
VII	資金期末残高	<u>XXX</u>

別紙H（現行）

第26号様式（第37条第2項）

国立大学法人業務実施コスト計算書

（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

I	業務費用			
(1)	損益計算書上の費用			
	業務費			
	一般管理費	XXX		
	財務費用	XXX	XXX	
(2)	（控除）自己収入等			
	授業料収益	-XXX		
	入学料収益	-XXX		
	検定料収益	-XXX		
	受託研究等収益	-XXX		
	受託事業等収益	-XXX		
	寄附金収益	-XXX		
	...	- <u>XXX</u>	- <u>XXX</u>	
	業務費用合計			XXX
II	損益外減価償却相当額			XXX
III	引当外退職給付増加見積額			XXX
IV	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額され た使用料による貸借取引の機会費用	XXX		
	政府出資の機会費用	XXX		
	無利子又は通常よりも有利な条件による 融資取引の機会費用	<u>XXX</u>		XXX
V	（控除）国庫納付額			- <u>XXX</u>
VI	国立大学法人業務実施コスト			<u>XXX</u>